

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

福田博司



**働き方改革から見る
「ホワイト企業」への道**

40

本年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。働き方改革とは「労働者がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現する改革」と定義されています。それは職場環境の改革であり、従業員の意識改革でもあり、モチベーション向上により、労働生産性を向上させることを目標としています。

そしてこれは「ホワイト企業」への道にも通じることで、改革推進のため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、公正な待遇を確保するための措置を講じる、となっており法律の改正等がいわゆる改革関連法になります。

社会問題化している「ブラック企業」の対義語として生まれた「ホワイト企業」という言葉は随分浸透してきました。厚生労働省における定義づけはそれぞれありませんが、一般的特徴として「ブラック企業」は、労働法令に違反し、長時間労働・賃金不払い残業、ハラスメントの常態化、採用・離職が繰り返され社員が「使い捨て」状態になっている企業と言えます（注1）。

その対極に位置するのが「ホワイト企業」です。その特徴として「労働法令を守っている」「福利厚生が充実している」「離職率が低い」「コンプライアンス意識が高く従業員を大切にしている」等、労働環境が労働者に優しく働きやすい、いわゆるワークライフバランスが進んでいる企業といえます。皆さんが目指すべき企業像は明らかです。



今般の法改正は「ホワイト企業」を目指す事業者には、労働環境（労働時間・待遇等）を見直す良い機会です。自社のみならず、取引先との関係においても点検・環境整備が求められています。しかしながら、全ての環境を見直し、改善することは困難です。そこで、

①会社での基本的ルールブックである「就業規則」が正しく整備・管理されているかを点検し、法改正の内容をきちんと反映させる。
②コンプライアンスが確実になされているか、従業員教育も含め徹底する、以上

また、「ホワイト企業」に関して、国が認定している制度があります。代表例として、
(1)厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」
通称「ホワイトマーク認定」。この制度は平成27年から始まり、労働関係法令に則した働く人の安全や健康を考え、働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業を認定するもので、全国で37社（平成30年5月現在）が認定されています。
(2)経済産業省「健康経営優良法人認定制度」。この制度は平成29年からスタートし「健康経営」を実践している法人が対象。認定企業は、大規模法人部門（ホワイト500）は541法人・中小規模法人は776法人（平成30年）となっています。これらの制度を企業として取り入れることも、ホワイト企業としての認知を高める取り組みの一つで

のことからまず始めませんか。やるべき改善策が浮かび上がると思っています。

現在全業種で人手不足とも言われている中、「ホワイト企業である」とアピールすることが、採用する場合の重要ファクター（要因）になっています。本年の法改正を「労働環境改善」のチャンスと捉え「ホワイト企業」を目指し、そして認められ飛躍の年にしたいものです。

（注1）出典「厚生労働省「確かめよう労働条件」『ブラック企業』ってどんな会社なの？」

◆ ◆

当協会関係団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」では、法改正に伴う就業規則改定等の社会保険労務士対応業務を受け付けています。ホワイト企業への近道は、労働基準協会のセミナー等で最新の労働情報を手し、愛労コン等の専門家を活用することです。お気軽にご相談ください。

（☎052-961-0763）
（ふく田社会保険労務士事務所所長・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）
イラスト・伊藤栄章